

おおつ障害者プランの改訂について (計画骨子案)

～障害福祉計画（8期）・障害児福祉計画（4期）の策定～

令和8年9月24日
健康福祉部障害福祉課



目 次

1. おおつ障害者プランについて 3 頁
2. 当事者ニーズ調査等について 4 頁
3. 計画の骨子案について 7 頁
4. 今後のスケジュールについて 15 頁

1 おおつ障害者プランについて

区分	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10年度 (2028)	令和 11年度 (2029)
障害者 計画	障害者計画			障害者計画					
障害 福祉計画	第6期			第7期			第8期		
障害児 福祉計画	第2期			第3期			第4期		

区分	根拠法	内容
障害者計画	障害者基本法 第11条第3項	障害者施策の基本方針について定める計画
障害福祉計画	障害者総合支援法 第88条	障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画
障害児福祉計画	児童福祉法 第33条	障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に関する計画

本市では3つの計画を総称して「おおつ障害者プラン」と呼んでおり、今年度末に終期を迎える障害福祉計画及び障害児福祉計画を策定します。

2 当事者ニーズ調査等について

① 当事者ニーズ調査

▼調査の目的

障害当事者の声を障害者施策や障害福祉サービスに活かし、次期計画策定の基礎資料とするため、障害児・者を対象に「おおつ障害者プラン改訂 アンケート調査」を実施しました。



▼調査期間と調査方法

調査期間：令和8年5月27日～同年6月15日

調査方法：郵送による配布・郵送回答、インターネット回答

▼調査対象及び調査票の配布数・回収数

大津市に居住する障害児・者に対して、手帳の割合等に応じて無作為で対象者を抽出し、調査票を郵便で送付しました。

対象者	配布数	回収数	回収率
18歳以上	2,000通	811通	40.6%
18歳未満	500通	214通	42.8%

2 当事者ニーズ調査等について

② 事業所対象調査

▼調査の目的

障害福祉サービス等の利用状況、今後の事業展開計画などを把握するため、事業所実態等調査を実施しました。

▼調査期間と調査方法

調査期間：令和8年5月27日～同年6月15日

調査方法：郵送による配布・郵送回答、インターネット回答

▼調査対象及び調査票の配布数・回収数

大津市内で事業所を運営している全ての法人に対して、調査票を郵便で送付しました。

（1法人で複数の事業を実施している場合も、法人単位で全事業について回答）

対象者	配布数	回収数	回収率
事業所	180通	95通	52.8%

2 当事者ニーズ調査等について

③ 当事者団体ヒアリング等調査

▼調査の目的

障害当事者の声を障害者施策並びに障害福祉サービスに活かし、次期計画策定の基礎資料とするための一環として、障害当事者団体等を対象にヒアリング調査を実施しました。

▼調査期間と調査方法

調査日：令和8年7月28日～同年7月30日

調査方法：事前に配布した調査票の内容をもとに、対面にて意見聴取を実施

▼ヒアリング調査実施団体数

6 団体

大津市ろうあ福祉協会、大津市身体障害者更生会、
障害者差別のない「おおつ」をめざす会、滋賀県難病連絡協議会大津支部、
大津市精神障害者と家族の会「湖の子」会、大津市障害児者と支える人の会

※大津視覚障害者協会、北大津養護学校PTA、草津養護学校PTA、
滋賀大学教育学部附属特別支援学校PTAには、調査票の書面回答により意見聴取

3 計画の骨子案について

① おおつ障害者プラン改訂版 各章の構成（案）

第1章 計画の策定に当たって

- 1 計画策定の趣旨
- 2 関係法令等の動向
- 3 計画の位置付け
- 4 計画の期間
- 5 計画の対象
- 6 計画の策定体制

第2章 本市における動向

- 1 障害のある人の人数の推移
- 2 アンケート調査結果からみえる現状

第3章 計画の基本的な考え方

- 1 計画の基本理念
- 2 計画の基本方針

第4章 障害福祉計画

- 1 施設入所利用者の地域生活への移行
- 2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 3 福祉施設から一般就労への移行
- 4 地域生活支援の充実
- 5 相談支援体制の充実・強化等
- 6 障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上
- 7 障害福祉サービス等の質の向上
- 8 障害福祉サービスの利用見込み
- 9 地域生活支援事業の見込み（必須事業）
- 10 地域生活支援事業の見込み（任意事業）

第5章 障害児福祉計画

- 1 障害児支援の提供体制の整備等
- 2 障害児福祉サービスの利用見込み

第6章 計画の推進

- 1 計画の推進体制
- 2 計画の進捗管理

3 計画の骨子案について

② 現計画と新計画の比較

障害福祉計画

第7期計画（現計画）

- 1 施設入所利用者の地域生活への移行
- 2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 3 地域生活支援の充実
- 4 福祉施設から一般就労への移行
- 5 相談支援体制の充実・強化等
- 6 障害福祉サービス等の質の向上
- 7 障害福祉サービスの利用見込み
- 8 地域生活支援事業の見込み（必須事業）
- 9 地域生活支援事業の見込み（任意事業）

第8期計画（新計画）

- 1 施設入所利用者の地域生活への移行
- 2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 3 福祉施設から一般就労への移行
- 4 地域生活支援の充実
- 5 相談支援体制の充実・強化等
- 6 障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上（新）
- 7 障害福祉サービス等の質の向上
- 8 障害福祉サービスの利用見込み
- 9 地域生活支援事業の見込み（必須事業）
- 10 地域生活支援事業の見込み（任意事業）

障害児福祉計画

第3期計画（現計画）

- 1 障害児支援の提供体制の整備等
- 2 障害児福祉サービスの利用見込み

第4期計画（新計画）

- 1 障害児支援の提供体制の整備等
- 2 障害児福祉サービスの利用見込み

3 計画の骨子案について

③ 障害福祉計画

1 施設入所利用者の地域生活への移行

- ・在宅サービスの質的・量的な充実
- ・重度障害者に対応したグループホームの拡充、地域でのサービスを受けられる体制
- ・必要な社会資源の整備、各関係機関との連携
- ・重度障害者に対応できる生活介護などの日中活動の場や短期入所の整備

障害のある人が安心して地域で暮らすことが可能となるよう、当事者のニーズを踏まえた上でサービスの充実を図ります。特に、不足している重度障害者に対応した住まいの場や日中活動の場の整備に引き続き努めます。

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・保健・医療サービスと福祉サービスとの連携
- ・相談や受診できる体制づくり、急性期における医療機関の受入れ対応
- ・相談支援を担う人材の育成・確保、相談支援の周知・啓発
- ・精神障害のある人を支える地域包括システムの拡充

障害福祉、保健、医療等の適切な支援を包括的に提供する「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築に向けた取組を促進し、精神障害者や精神保健に課題のある人が地域の一員として、安心して自分らしく生活できることを目指します。

3 計画の骨子案について

③ 障害福祉計画

3 福祉施設から一般就労への移行

- ・就労移行支援事業、就労定着支援事業の一層の推進
- ・障害の程度や特性に応じた個々人の望む多様な働き方ができる環境の整備
- ・おおつ働き・暮らし応援センター等と連携した総合的な就労支援
- ・就労選択支援事業の積極的な利用を促すための体制確保

障害のある人の雇用を促進するため、就労移行支援事業等の活用や、おおつ働き・暮らし応援センターとの連携を行います。また、令和7年10月から開始された就労選択支援事業（本人の希望や能力、適性等に合った就労の選択を支援）を提供できる体制確保に努めます。

4 地域生活支援の充実

- ・障害のある人やその家族の緊急事態に対応できる体制
- ・地域生活支援拠点の充実
- ・強度行動障害の状態にある人への支援二一ズの把握、支援体制の整備

地域生活への移行や支援の充実のため、引き続き地域生活支援拠点等の連携や、強度行動障害の状態にある人の支援体制の整備を図ります。

3 計画の骨子案について

③ 障害福祉計画

5 相談支援体制の充実・強化等

- ・ おおつ基幹相談ネットによる総合的・専門的な相談支援
- ・ 相談支援事業者に対する指導や研修、連携強化の取組
- ・ 「のぞまないセルフプラン」の解消に向けた取組

相談支援体制の充実・強化のため、基幹相談支援センターが連携した「おおつ基幹相談ネット」による相談支援を実施します。また、国は「のぞまないセルフプラン」を令和11年度までにゼロにする目標を掲げており、のぞまないセルフプランの解消に向けた分析や取組を進めます。

6 障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上

- ・ 障害福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報
- ・ 専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進
- ・ 介護テクノロジーの導入促進、手続負担の軽減等の取組の推進

現計画では、人材確保の取組等は「障害サービスの質の向上」の一環として位置付けられていましたが、次期計画に係る国の基本指針においては、個別の項目として整理されました。本市では令和7年度の組織改編により、障害福祉分野の人材確保対策を介護分野と一体的に実施しており、更なる取組を進めます。

3 計画の骨子案について

③ 障害福祉計画

7 障害福祉サービス等の質の向上

- ・ 質を向上させるための体制について、大津市障害者自立支援協議会と協力して検討
- ・ 障害福祉サービス事業所等に対する指導監査の適正な実施

障害福祉サービス等の利用状況を把握し、必要なサービスが提供できているかを検証するため、大津市障害者自立支援協議会と連携した取組を行うとともに、サービス事業所に対する指導監査を適正に実施することで、サービスの質の向上に取り組めます。

8 障害福祉サービスの利用見込み

- ・ サービス需要の把握による見込量の算出
- ・ 定員割れ等の状況の把握や適正な整備のあり方の検討
- ・ **総量規制についての検討**

障害福祉サービスの実績の分析や今後のニーズ把握により、必要なサービス利用量を適正に見込みます。需要の増加が見込まれるサービスについては多様な事業者の参入を促進する一方で、需要を上回る事業者の参入があった場合には、いわゆる「総量規制」の実施も含めた対応についても検討します。

3 計画の骨子案について

③ 障害福祉計画

9 地域生活支援事業の見込み（必須事業）

- ・ サービス需要の把握による見込量の算出

地域生活支援事業のうち、必須事業である「移動支援事業」「日常生活用具給付等事業」等について、必要なサービス利用量を適正に見込みます。

10 地域生活支援事業の見込み（任意事業）

- ・ サービス需要の把握による見込量の算出

地域生活支援事業のうち、任意事業である「日中一時支援事業」「入浴サービス事業」等について、必要なサービス量を適正に見込みます。

3 計画の骨子案について

④ 障害児福祉計画

1 障害児支援の提供体制の整備等

- ・ 関係機関と連携した包括的かつ重層的な支援体制・相談体制の充実
- ・ 医療的ケア児や重症心身障害児に対する支援、対応可能な事業所の拡充
- ・ 児童発達相談支援センターの4つの中核機能の確保
- ・ 「のぞまないセルフプラン」の解消を目指しつつ、伴走的な相談支援体制の確保

児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指し、「幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能」「地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能」「地域のインクルージョン推進の中核としての機能」「地域の障害児の発達支援の入口としての相談機能」の確保を図ります。また、「のぞまないセルフプラン」の解消を目指しつつ、関係機関との連携体制を構築し、伴走的な相談支援体制の確保を図ります。

2 障害児福祉サービスの利用見込み

- ・ サービス需要の把握による見込量の算出

今後もサービスに対する需要の増加が見込まれることから、サービス提供事業者の参入を促進します。特に、医療的ケア児や重症心身障害児を受け入れることができる事業所等の確保を図ります。

4 今後のスケジュールについて

月	大津市社会福祉審議会 障害者福祉専門分科会	大津市障害者自立支援協議会 障害福祉計画策定プロジェクト	アンケート等	大津市議会 教育厚生常任委員会
4月	策定スケジュール アンケート調査項目等の検討	策定スケジュール アンケート調査項目等の検討		
5月		見込量算出の考え方の検討	当事者ニーズ調査 事業所実態調査	
6月		見込量算出の考え方の検討	アンケート集計	プランの改訂について
7月	アンケート調査結果の報告 計画骨子案	アンケート調査結果の報告	団体ヒアリング	
8月		計画案、見込量算出等の検討		
9月		計画案、見込量算出等の検討		計画の骨子案（本日）
10月	計画（案）	計画（案）		
11月	パブコメ（案）の検討	計画（案）		計画案 （パブリックコメント案）
12月			パブリックコメント実施	
1月		計画の最終確認		
2月	パブコメ結果→計画の最終確認 答申（案）			計画の最終案（報告）
3月	分科会より市長へ答申			